国 水 水 第 ６１ 号
環水大管発第 2606021 号
令 和 ８ 年 ６ 月 ４ 日

各　都道府県水道行政担当部(局)長　殿

国土交通省水管理・国土保全局水道事業課長
環境省水・大気環境局環境管理課長
（公印省略）

水道水質関連調査の実施について（依頼）

水道行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力をいただきお礼申し上げます。

さて、水道水質に係る施設、管理等の最近の状況を把握し、「新水道ビジョン」（平成 25 年３月）で提言した施策の具体化など水道行政の参考とするため、本年度も標記調査を実施します。つきましては御多忙中とは存じますが、本調査の実施について御理解の上、下記により御回答いただきますようお願いいたします。

なお、本調査の結果については当職において取りまとめの上、公表することとしています。また、本調査で得られた情報は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成 11 年法律第 42 号）に規定される開示の対象となるものであることを申し添えます。

記

１　水道水質の被害状況等調査（令和７年度）

管内の全ての上水道事業、簡易水道事業、水道用水供給事業及び専用水道（国が設置するものを除く。）について調査結果を取りまとめてください。（ただし、別紙中「1.2 異臭味等による水道の被害状況調査」については、専用水道を除く。）

２　クリプトスポリジウム等対策実施状況調査（令和８年３月末時点）

①　管内の全ての上水道事業、簡易水道事業、水道用水供給事業及び専用水道（国が設置するものを除く。）について調査結果を取りまとめてください。

②　前年度回答された情報について、変更箇所を修正する形式としていますので、調査時点の状況を確認して作業してください。

③　前年度と同様に、入力情報に関する最低限度の矛盾を入力段階で排除するため、エラーチェック欄を設けていますので、全ての施設についてエラーメッセージが表示されないことを確認してください。

3　貯水槽水道及び飲用井戸に係る衛生管理状況調査（令和７年度）

①　管内の全ての簡易専用水道、小規模貯水槽水道及び飲用井戸（国が設置するものを含む。）について市区町村別に調査結果を取りまとめてください。

②　簡易専用水道の管理の検査の状況については、地方公共団体の機関が実施したものと水道法第 34 条の２に基づく登録検査機関が実施したものを分けて御回答ください。

③　貯水槽水道の設置数は、給水契約を締結している水道事業者が把握しているため、調査回答に当たっては、管内水道事業者に照会を行った上で正確な数字を回答してください。飲用井戸等については、地下水担当部局等と連携を図って御回答ください。

④　回答は管内市区町村と調整し可能な限り正確な数字を報告してください。

4　水道水質検査の実施状況等に関する調査（令和７年度）

①　管内の全ての上水道事業、簡易水道事業及び水道用水供給事業について調査結果を取りまとめてください。（専用水道は調査対象外）

②　入力情報に関する最低限度の矛盾を入力段階で排除するために、エラーチェック欄を設けていますので、全ての事業者についてエラーメッセージが表示されないことを確認してください。

③　水質基準 51 項目１試料分の金額については、内訳書や積算等から水質基準 51 項目の１試料１回分を検査する金額が定まっている場合のみ記入してください。

④　水道水質検査機関の登録番号については、水質検査機関登録簿を御参照ください。
https://www.env.go.jp/water/water_supply/suishitsu/02a.html

5　要検討項目等の検出状況に関する調査（令和７年度）

管内の全ての上水道事業及び水道用水供給事業について調査結果を取りまとめてください。（簡易水道事業及び専用水道は調査対象外）

6　水安全計画の策定状況等に関する調査（令和８年３月末時点）

①　管内の全ての上水道事業、簡易水道事業及び水道用水供給事業について、調査結果を取りまとめてください。（専用水道は調査対象外）

②　前年度記入情報について、変更点を修正する形式としていますので、調査時点の状況を確認して作業してください。

7　回答の作成方法

別途電子メールで送付する調査票ファイル（Excel）に、別紙の調査要領に従って必要事項を記入してください。

本調査の回答様式は Excel2007 以降の形式（xlsx ファイル）としています。

環境により開けない場合は、下記問合せ先まで連絡してください。

８　その他

平成 25 年４月１日の専用水道及び簡易専用水道にかかる権限移譲並びに飲用井戸等衛生対策要領改正に伴い、都道府県内における情報の共有と調査の効率化のため、平成 26 年度の調査から、市及び特別区の調査も含め都道府県を通じて実施しています。市区町村と十分調整を図り、記載漏れや重複計上等の無いよう取りまとめてください。

９　提出期限、提出方法及び提出先

①　回答（調査票ファイル）は、令和８年８月 21 日（金）までに指定のファイルアップロードサービス（GIGAPOD）に提出し、株式会社日水コンあて電子メールで御連絡ください。

②　提出方法

添付した「都道府県名_調査票提出方法.docx」に従って提出してください。

（電子メールは必ずこのアドレスに送付することとしてください。件名を「水道水質関連調査回答（○○県）」等とし、調査票ファイルのファイル名を別紙調査要領に従って変更し、提出してください。）

③　問合せ先

・上記１、６に関する問合せ

国土交通省 水管理・国土保全局 水道事業課 水道計画指導室 加藤、内間
電話番号　03(5253)8820（直通）
電子メール　hqt-shidoushitsu@ki.mlit.go.jp

・上記２、３、４、５に関する問合せ

環境省 水・大気環境局 環境管理課 水道水質・衛生管理室 熊澤、武田（陽）
電話番号　03(5521)8300（直通）
電子メール　suido-suishitsu@env.go.jp

・それ以外の問合せ

株式会社日水コン 流域水管理事業部 環境部 池田（代理：岸野、磯）
電話番号　：03（5323）6275
メール：sskc@nissuicon.co.jp